

岩上自治振興会規約

名 称

第1条 この会の名称は、岩上自治振興会（以下「本会」という）とする。

事務所

第2条 本会の事務所は、岩上地域市民センター内におく。

目 的

第3条 本会は、岩上地域（以下「地域」という。）住民自らが地域の将来像を考え、その将来あるべき姿の実現に向けて行動することによって、住みよい地域づくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

基本理念

第4条

- 1 本会は、年齢、男女や社会的地位等を問わず、会員誰もが参加できるものとする。
- 2 本会は、地域住民の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

事 業

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 未来の地域づくりのための計画の策定
- (2) 福祉の推進や健康の増進
- (3) 人権の啓発
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 産業の振興
- (6) 環境の保全と創出
- (7) 防災・防犯の推進
- (8) 交通安全対策の推進
- (9) 岩上地域市民センター、岩上体育館の運営等の支援
- (10) その他、目的達成のための事業

会 員

第6条 本会の会員は、地域住民及び本会の目的に賛同し、本会の認める地域内の事業所および団体等とする。

役員

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

役員を選出

第8条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事の互選により選出し、総会で承認するものとする。
- (2) 理事は、区長会から推薦された者、区長および部会長とし、総会で承認するものとする。
- (3) 監事は、理事会にて選出し、総会で承認するものとする。
- (4) 事務局長は、会長が選任し、総会で承認するものとする。

役員の任務

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会務を掌握、審議する。
- (5) 事務局長は、本会の事務運営および事務処理にあたる。

役員の任期

第10条 役員の任期は、2年とし再任は妨げない。役員の中で欠員が生じたときは、補充を行う。ただし、任期は前任者の在任期間とする。

相談役

第11条 会長の委嘱により前会長が、これに当たり必要に応じて助言・補助をする。

組織

第12条 本会の組織は、別表のとおりとする。

会議

第13条 本会の会議は、総会、理事会、部会とする。

総 会

第14条

- 1 総会は、本会の役員および代議員をもって構成する最高の議決機関であって、この規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するための必要な重要事項を審議する。
- 2 代議員は、民意を反映するため、前年度区長・自治会長および各区、各部会からの推薦者各1名とする。
- 3 定期総会は、会長の招集により毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の方分の1以上の要求があったときは、会長の招集により開催する。
- 5 総会は、委任状による出席を含め役員の方分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数で決する。
- 6 総会の議長は、会長が出席した総会構成員の中から指名し、総会構成員の承認を得て選出する。
- 7 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 役員を選出に關すること
 - (2) 地域づくり計画の策定や見直しに關すること
 - (3) 事業計画および予算に關すること
 - (4) 事業報告および決算に關すること
 - (5) 規約の制定、改正に關すること
 - (6) その他本会の重要な事項

理事会

第15条

- 1 理事会の会議は会長が招集し、その構成員を会長、副会長、理事、監事、事務局長とする。
- 2 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 本会運営の基本事項
 - (2) 地域づくり計画の策定及び見直し
 - (3) 総会に付議する事項
 - (4) 緊急を要する事項
 - (5) その他必要な事項

部 会

第16条

- 1 部会は、地域内の区・自治会や各種団体等から選出された委員をもって構成し、部会員の互選により部会長1名、副部会長2名、代議員1名を選出する。
- 2 部会は各部会長が招集し、事業の企画、調整および執行を行う。

3 部会は、次のとおりとする。

- (1) まちづくり部会
- (2) 環境・安全部会
- (3) 人権・生涯学習部会
- (4) 福祉・健康づくり部会

会 計

第17条 本会の経費は、交付金、補助金、寄付金、負担金、およびその他の収入をもって充てる。

会計年度

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

情報の公開

第19条 本会の会議は公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算決算等について地域住民に広く周知するものとし、各種会議録、出納簿等諸帳簿は厳重に管理および保管をし、会員からの求めがあったときは、これを公開するものとする。

その他

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り、別に定める。

付 則 この規約は、平成23年4月12日より施行する。

付 則 この規約は、平成28年5月7日より改正し施行する。

付 則 この規約は、令和元年5月6日より改正し施行する。

付 則 この規約は、令和3年5月5日より改正し施行する。